

竹本さん第1回口頭弁論「意見陳述」

意見陳述その3

(～「意見陳述その2」～続き・・・)

・・・会社が、主張している私に対する20件の非違行為らしきものは、すべてでっち上げです。仮に、会社が、「安全・安定かつ快適な輸送サービス」を提供するための非違行為に対する注意指導と主張するならば、私の20件もの非違行為らしきものに対して、すべて明らかにすべきです。

私は、今まで国鉄改革の「三本柱」であった、スズキ自動車工場への派遣や、広域異動に積極的に応じ、今日のJR東海会社の発展のために努力してきました。また、新幹線の電車運転士になってからは、安全安定輸送完遂のために一生懸命働いてきました。

しかし、この間の会社による恣意的な期末手当の減額は、今後の私の生活権を脅かす問題であるにもかかわらず、会社は減額理由を5W1Hで把握した内容を何ら具体的に明らかにしません。私は、このような会社のやり方は到底納得できません。今回の夏季手当の減額の理由とされている20件の非違行為に関して、すべて5W1Hで具体的に明らかにすべきです。

身に覚えのない事を非違行為としてでっち上げ夏季手当を減額する会社を許せないという思いから、提訴に移行することを決意しました。ぜひとも、当裁判所において公正な判断をよろしくおねがいします。

以上、組合員、傍聴者の前で正々堂々とした意見陳述でした。

次回は前田さんの第2回弁論、6月12日13時10分～大阪地裁810号法廷で行われます！